

## 平戸市立中部中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 目指す子ども像

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び、早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処することを目的としいじめ防止基本方針を定め、豊かな心情をもち、ささえ合い思いやりのある生徒の育成を目指す。



### いじめ防止のための校内組織（いじめ対策委員会）

本委員会は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、該当教職員、PTA会長で構成する。



### PTA及び関係機関との連携について

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関連団体と組織的に連携・協働する体制をつくる。

### いじめ防止について

いじめを防止するために、全生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるという認識のもとに、以下のことを重点的に取り組む。

#### <教職員の取組>

- (1) 校内指導体制の確立
- (2) 教師の指導力の向上
- (3) 人権意識と生命尊重の態度の育成
- (4) 道徳的実践力を培う道徳教育の実践
- (5) 生徒の自己肯定感の育成

#### <生徒の取組>

- (1) 生徒会活動においていじめのない学校生活を目指し、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に行う。

#### <保護者の取組み>

- (1) 家庭やPTA・地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

## いじめの早期発見について

いじめの早期発見は生徒の何気ない言動や行動の中に見られる些細な変化を見逃さないことである。そのために次の取組を行う。

### <教職員の取組>

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査(学期に2回程度)や個人面談(年3回程度)等の実施
- (3) 教育相談体制の整備
- (4) 情報の収集
- (5) 相談機関等の周知

### <生徒の取組>

- (1) アンケートや個人面談、生活ノート等による相談

### <保護者の取組>

- (1) 家庭や地域との連携を図り、情報の共有化を行う。

## いじめに対する措置について

### <教職員の取組>

- (1) いじめの発見や相談を受けた場合は、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者と協力して対応する。
- (2) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」へ報告し、委員会は速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を行う。
- (4) 重大事態に対しては教育委員会へ報告し、関係諸機関と連携して対応する。

### <生徒の取組>

- (1) いじめられていた生徒は事実関係の聴取を行われ、心のケアや様々な弾力的措置等によりいじめから守り通すための対応を受ける。
- (2) いじめたとされる生徒についても事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、いじめをやめさせる。
- (3) いじめられた生徒やいじめを行った生徒へのケアに万全を尽くす。いじめが解消されたとしても継続的に該当生徒の観察を行う。

### <保護者の取組>

- (1) いじめが確認された場合には、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者に事実関係を伝え、いじめ解消に向けての助言を行い、該当生徒への指導を行う。